



## C O N T E N T S

### 全国犯罪被害者の会(あすの会)最終大会 報告

代表挨拶 松村 恒夫	01	猪野 京子/近藤小枝子)	10
来賓挨拶 上川 陽子	02	支援者からのメッセージ(東 大作/山本 千里/ 山口 典子/守屋 典子/河野 敬)	14
記念講演「犯罪被害者の方々の姿を伝えて」 国谷 裕子	03	「世界から見たあすの会」を語り続けて 諸澤 英道	17
設立から解散まで 岡村 勲	04	会計報告 渡邊 保/議長退任の言 假谷 実	17
司法はどう変わったか 白井 孝一	08	謝 辞 岡村 勲	18
補償はどう変わったか 高橋 正人	09	懇親会/活動報告	19
あすの会に参加して～会員から(林 良平/井口 智恵/ 假谷 実/寺田 真治/落合 修子/岡本 真寿美/		幹事会・関東集会・関西集会報告/あとがき	20

### 全国犯罪被害者の会(あすの会)最終大会 報告

2018年6月3日開催の最終大会を以てあすの会は解散いたしました。2000年の創立以来、18年余に亘って活動を続け、この間、多くの支援者のご協力をいただきながら、犯罪被害者の権利確立、犯罪被害からの回復に取り組んで参りました。最終号となるニュースレターでは、最終大会の様子(要旨)をお伝えします。これまで長きにわたりご支援をいただき、厚く御礼を申し上げます。(最終大会でご挨拶をいただきました皆さまの敬称は略させていただきます。ご了承ください)

#### 代表挨拶

代表幹事 松村 恒夫

本日は、ご多用のところ、最終大会にご参集いただきありがとうございます。特にご来賓の方々にはご多忙の中、お出ましいただきまして御礼申し上げます。

今年の3月11日開催した大会の目的は、今後どう活動していくかという事でした。当会の設立目的は、犯罪被害者の権利確立と犯罪被害からの回復でしたが、お陰様で会員から会費を集めることなく、多くの浄財を賜り18年間活動してまいりま

した。その結果、2004年には、犯罪被害者等基本法が成立し、基本計画が策定され、2007年には、被害者参加制度が導入され施行されました。

18年前、孫の刑事裁判の第4回目の公判だったと思いますが、被告人が退廷する際、傍聴席にいた被告人の支援者から「みっちゃん、頑張れ」と声が掛かりました。私は、思わず「『春奈』を還せ」と目を通り過ぎる被告人に被害者である孫の(次頁に続く)

名前を叫びました。被告人は、一瞬膝を落とし足早に退廷しました。被害者からの言葉が、加害者に影響を与え、一矢を報いた一瞬でした。それ以外は、静かに傍聴席で被告側の自己弁護の話を聞かされ、悔しさが残りました。私のこの思いは、2007年の参議院本会議場で刑法の改正案が可決された瞬間に吹き飛び、これからの被害者は、前向きに生きていけるようになるのだと救われる思いをしたことが思い出されます。

## 来賓挨拶

これまで犯罪被害者の権利に光を当て、活動を続けてこられました皆様に、まず心から「お疲れ様でした」と申し上げたいと思います。

あすの会の皆様が、犯罪被害者の権利を確立するために果たしてこられた役割の大きさは計り知れないものがございます。あすの会の存在がなければ、刑事司法において犯罪被害者やそのご家族が証拠品のように扱われ、バーの外に座らされるというそれまでの現状は果たしてどうなっていたのだろうかと考えますと、そのご功績がいかに大きいものであったかわかります。

あすの会は本日解散をされますが、課題はまだまだ山積しております。これまであすの会の皆様が積み上げてこられました活動の灯が消えないよう、法務大臣として今後も犯罪被害者やそのご家族の声に真摯に耳を傾け続け、新たな犯罪被害者を生まないための取り組みに、全力で取り組んでいくことをお誓い申し上げます。

振り返りますとあすの会の皆様と初めて繋がらせていただいたのは、平成16年2月の事でした。あすの会の会議室には重大な犯罪被害に遭われた皆様や犯罪により突如大事なご家族を奪われた皆様が、全国より集まっておられました。お一人お一人から事件のお話をお伺いし、私はその場で一言も発することができない胸のつぶれるその思いの中で、「私にその役割を担わせていただけますでしょうか」と最後に言った言葉でございました。誰も犯罪に巻き込まれ被害者になりうる。犯罪被害に遭われた方やご家族の方の抱える問題は決して他人ごとではない。犯罪被害に遭われた方やご家族の方の考える問題を自分たちの問題として捉えるべきであると強く感じました。

一方の被害回復制度も、不十分ながらもかなりの改善が図られ、当会の目的は、ほぼ達成されたのではないかと判断し、先の大会にて解散もやむなしという結論が、規約の改正と共に決議され、今日の最終大会を迎えました。

これまで18年間にわたり、日本中の皆様からご支援、応援頂きましたことに御礼、感謝を申し上げ、最終大会のご挨拶とさせていただきます。

法務大臣 上川 陽子

その日から、犯罪被害に関する基本法の立法化に向け、政治家としてがむしゃらに活動を続けました。岡村先生との出会いから1年、平成16年12月に犯罪被害者等基本法が成立しました。正にあすの会のそれまでの長きにわたる地道な活動が、時の小泉総理を動かし、議会を動かし、犯罪被害者の権利確立への道を開いたのでございます。あすの会は平成12年の設立以来、このように岡村先生の力強いリーダーシップとその元にお集まりなられました会員の皆様、さらにこれに共鳴された専門家の力が加わり、具体的でしかも理論的な裏付けに支えられた政策提言をいくつもされました。その結果、犯罪被害者等基本法は単なる支援法ではなく、政策を具体的に実行していくことが可能な熟度の高いものとなり、その後、刑事裁判への被害者参加制度、公判記録の閲覧・謄写制度、殺人等の重大犯罪公訴時効の撤廃などなど、次々とひとつの政策が形になっていったのでございます。

私は本年5月にイギリスを訪問し、現地の犯罪被害者の支援を行うヴィクティムサポート（VS）とレイブ・



クライシスイングランド&ウェールズの方々と意見交換を行いました。我が国の犯罪被害者等施策の歩みにつきましてお話ししたところ、VSのメンバーも10年前のあすの会の訪問を覚えておられました。正にあすの会が懸け橋となって大きな成果を得ることができたことをここにご報告申し上げます。

私は、岡村先生から大きな宿題を頂きました。それは18年間のあすの会の活動の記録を、後世に引き継いでもらいたいというものでございます。あすの会の

これまでの活動は、我が国の刑事司法を大きく変革するもので、その足跡は重要な資料となるものでございます。あすの会の皆様の熱い思いや活動の灯を絶やしてはならないと強く思っております。ご縁を頂き、皆さまと活動してこられたことは、私にとりまして大きな誇りであることをこの場で申し上げて、皆様のますますのご健勝を心からご祈念申し上げ、私の挨拶と代えさせていただきます。

### 来賓紹介

杉浦正健元法務大臣、保岡興治元法務大臣（代理）、漆原良夫公明党顧問、山下貴司法務大臣政務官、平沢勝栄衆議院議員、柴山昌彦自民党筆頭副幹事長の他、内閣府、警察庁、法務省、検察庁など各方面の方々に多数お越しいただきました。

以上、来賓紹介までは本村 洋幹事、久保田直子会員が司会を担当し、以後、假谷 実幹事が議長となり、議事を進行いたしました。

## 記念講演「犯罪被害者の方々の姿を伝えて」

キャスター 国谷 裕子

「全国犯罪被害者の会」の皆様方、この18年間本当にお疲れ様でございました。

最終大会という大きな区切りの日に犯罪被害者の方々が懸命に向き合ってこられた問題に、メディアの立場からほんのわずかですが、関わらせていただいた者としてお話をさせていただきます。

私が犯罪被害者の遺族の方々の声に初めて接したのは、1998年9月2日のクローズアップ現代で「真実を知りたい～犯罪被害者 遺族の訴え～」という番組を担当した時でございます。とても大きな衝撃を受けました。

取材VTRには夫や子どもを殺された遺族が裁判の日程すら伝えられず、捜査で明らかになったはずの情報も知らされない、被害者が裁判の場で対等に話せる場がなく、加害者の一方的な供述によって事件が処理されてしまう恐れにも苦しんでいたのです。

私は事件の影響を深く受ける被害者や家族の方々が知る権利すら認められていない現実に唖然としました。それと共に報道番組に長年関わっていたにもかかわらず、この番組を担当するまで犯罪被害者の方々の置かれている厳しい状況について全く知りませんでした。

この20年前の番組をスタートに、クローズアップ現代は被害者や家族の方々が自らの状況を多くの一人に訴え、権利獲得に向けて社会や政治を動かしていった姿を記録することとなりました。

被害者の方々が懸命に動き、「犯罪被害者」という言葉が生れたことによって今まで多くの人びとに認識されていなかった課題が、いかに切実で、重要な社会問題なのかが、知られるようになっていったことを実感いたしました。

こうして社会問題としての認識は広がっていきま

した。2002年10月24日に放送した番組では、孤立無援の被害者家族に手を差し伸べていたのが、同じ痛みを体験してきた被害者であるという現実を目の当たりにし、事件によって打ちのめされた人々に対して社会の眼差しがまだまだ届いていないことを痛感させられました。

犯罪被害からの回復に向けて重要とされているのが事件の真相を知る権利、裁判に参加する権利、そしてその平穏な生活を取り戻すまで切れ目のない支援が行われることです。こうしたいくつもの課題を、番組を通してその後も伝えていくことになりました。

2005年12月9日には被害からの回復の厳しさを伝えました。誰がいつ犯罪の被害者になるかもしれない中で、被害者の方々による訴えによって被害からの回復を自己負担で進めなくてはならない厳しい現実が浮き彫りになりました。国の給付金が十分ではなく困窮に陥る家族が少なくない中で、犯罪被害者の会は被害者の治療費、カウンセリング費用などの無償化なども含め、事件前の平穏な生活を被害者や被害者の家族が取り戻すことができるよう途切れのない補償制度に向けても動いていました。

「あすの会」の活動によって2004年に生まれた犯罪被害者等基本法には、被害者の権利が明確に規定され、司法制度の改革が実現するなど大変大きな成果につながりました。

今では希望すれば裁判の場で被害者は被告に質問したり、検察官と同じように求刑することができるなど2011年3月3日に放送した番組では司法の常識が変わったことを強く印象づける裁判風景を伝えることができました。

「あすの会」の解散によって、被害者の方々を中心となって社会を変えていくという進め方はひとつの区切りを迎えることとなります。

今後はこれまでの被害者の方々ご自身の運動や想

いを社会全体で引き継いで、残された課題の解決を進めなくてはなりません。そのためにもメディアは被害者の方々の声を直接伺い、被害者の方々が抱えている悩みや課題についてもっともっと掘り下げ、それを社会全体に伝えるということをより一層行っていかななくてはならない。置き去りにされる、取り残される被害者がいなくなるために、今、メディアに関わってきた者としてそのように思います。



## 設立から解散まで

顧問 岡村 勲

本日は、上川法務大臣をはじめ多くの方々にご臨席いただき、まことにありがとうございます。あすの会は、本日をもって解散することになりました。

今この壇上に立ちますと、18年前に当会を設立してから今日までのことが思い出されて、感慨無量なるものがあります。

### 1. あすの会設立当時の犯罪被害者の立場

弁護士になって39年目の1997年10月、理不尽な犯罪によって妻を失い、初めて被害者の置かれた悲惨な状況を知りました。当時の被害者は、社会からは好奇と偏見の目で見られて外出もままならず、一家の働き手を失い生活に困っても、国から僅かの見舞金のようなものが出るだけで、どこからの支援もなく、身体も、心も、生活の面でも苦しみ抜いておりました。

刑事司法の分野も同様でした。憲法には、加害者の

人権を守る規定は10か条もありますが、被害者のための規定は1条もありません。しかも最高裁判所は「捜査や裁判は公の秩序維持のためにするもので、被害者のためにしているのではない」と被害者を切り捨てていました。被害者が応報感情を持つのは当然です。

被害者が捜査や裁判に協力する理由は唯ひとつ。国に敵討ちして貰いたいと思うからです。「被害者のために裁判をしない」と突き放すのなら、仇討権を被害者に返すべきです。

### 2. あすの会の設立

1998年12月、私は「司法の扉 被害者に開け」という論文を読売新聞に発表しました。「被害者が、検察官と同等の立場で裁判に参加する公訴参加、刑事の裁判官が民事の損害賠償請求の裁判も同時に行う

付帯私訴、国選被害者弁護士制度などの創設」を提案しましたが、どこからも見向きもされませんでした。しかし、この論文が契機となり、4人の被害者と知り合い、犯罪被害者の置かれた悲惨な状態を社会に知らせるためのシンポジウム「犯罪被害者は訴える」を企画したのです。

2000年1月23日、定員80人の会場に240人以上の方々が詰めかけて、次々と訴える被害者の叫びは、まるで地獄絵を見るようでした。このシンポジウムに続いて、出席した犯罪被害者によって「犯罪被害者の会」（後に全国犯罪被害者の会）が設立されたのです。「犯罪被害者の権利と補償制度の確立は国の義務だが、国任せにしているはいつまで経っても実現しない。被害者自身が被害者のための制度を創ろう」と、犯罪被害者は立ち上がったのです。

### 3. ヨーロッパ調査

設立後、真っ先に取り組んだのは、刑事司法における権利の獲得でした。諸澤先生に紹介された白井孝一弁護士を中心に弁護士が集まり、やがて顧問弁護団に発展しました。この顧問団の活動なくしてあすの会の成果はありませんでした。

被害者問題に比較的関心を寄せる弁護士、学者、元裁判官、元検察官を集めて「犯罪被害者と刑事司法研究会」を起ち上げ、勉強会を重ねましたが、前向きな結論が出ませんでした。そこで、私は、公訴参加、付帯私訴を実施しているドイツ、フランスに出向いて実態を調査し、我が国に導入が可能かどうかこの目で確かめたいと思い、2002年9月、ドイツ、フランスに調査団を派遣しました。

両国の法律家は、異口同音に「20年前までは犯罪被害者は裁判の証拠品だった。しかし『事件の当事者』は『裁判の当事者』でもなければならぬということ、被害者を刑事手続に参加させることにした」「参加制度を作るときは反対論もあったが、実施してみると問題はなく、被害者参加は裁判の公平のためにも必要である」と言われました。また訪問の先々で「刑事司法は、被害者のためにもある」という私たちの意見に全面的に賛成して頂きました。

もっとも見たかった公訴参加の裁判は、裁判所の職員で模擬裁判を実施して下さり、同行したNHKの東大作ディレクターが録画して下さりました。

調査団は、被害者参加と公訴参加は我が国でも工夫

次第で導入できるという強い確信を抱いて帰国し、詳細な報告書を作成しました。

### 4. 大会決議と署名活動

この報告を受けたあすの会は、直接国民に訴えて政治を動かし、法律家の頭越しに制度を改革する方針を固めました。

その年の12月8日、公訴参加、付帯私訴の創設を求める全国的な署名活動を行う決議をし、2003年2月1日の東京・新宿駅頭を皮切りに北海道から沖縄まで1年かけて全国で街頭署名を行いました。会員には街頭署名の経験者はおらず、皆で手探りででした。

新聞、テレビ等が連日署名活動風景を報道してくれましたから、全国に周知され、被害者の間にも強い連帯感が生まれました。街頭署名以外にも、いろいろな伝手を求めて署名を集めたことは言うまでもありません。私たちの知らない方々や団体、企業が自主的に署名を集めて届けてくださいました。

大阪府堺市の市議会は、地方自治法99条による決議をして、内閣総理大臣、衆参両院議長、法務大臣等に意見書を提出して私たちの運動を支持してくださいました。これを知った私たちは地方議会に働き掛け、107の地方議会が応じてくださいました。

署名が39万63通集まった2003年7月8日、杉浦正健衆議院議員の紹介で、小泉純一郎総理大臣にお会いし、被害者の実情を訴え、制度の改革を陳情しました。被害者の実情に驚かれた総理は「それは大変だ。政府と党で取り組もう。政府は自分がやるから、党を頼む」と、同席しておられた自民党司法制度調査会長の保岡興治先生に指示されました。この瞬間に政治が動き出したのです。

総理は、9月25日の国会の所信表明演説で「犯罪被害者の人権を尊重した捜査や裁判の実現を図ります」と力強く述べられたほか、党首討論でも決意を表明されました。

署名は、最終的に55万7215通集まり、2回に分けて森山法務大臣と野澤法務大臣に提出しました。

### 5. 犯罪被害者等基本法（以下基本法と略称）の成立と犯罪被害者の誕生

2004年2月10日、自民党犯罪被害者保護基本法案プロジェクトチーム責任者となられた上川陽子先生があすの会の事務所にお越し下さり、15人の被害者

にお会いいただきました。被害者の悲痛な訴えを初めて聞かれた先生は、「絶対これはやり遂げなければならない仕事だ」と決意されたそうです。

上川委員会は、国会議員だけでなく、日弁連、法務省、裁判所、警察など外部の人たちも自民党本部に集まって一緒に研究するのです。私も毎回出席して意見を述べました。特に印象に残っていることは、配布された基本構想が犯罪被害者支援を中心とするものになっているのに気づき、私が「被害者は支援の対象ではなく、権利の主体にすべきだ」と主張して改めてもらったことです。この意見が容れられて、被害者の権利を中心に構成された基本法案ができて、11月18日に衆議院は全会一致で可決、12月1日には参議院で賛成231、反対1で可決されました。

## 6. 基本法の内容

この法律は、30条の短い法律ですが、世界で最も優れた被害者基本法だと思っております。第3条1項は、「犯罪被害者等は、尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有する」と宣言しました。被害者が、初めて権利主体として世に現れたのです。基本法の成立したこの日を、私は犯罪被害者の誕生日だと言っております。

続いて同法は、犯罪に遭ってから再び平穏な日常生活が営むことができるまで、途切れることなく支援するための18項目の施策（犯罪被害者等施策）を作成することになっていますが、その中には、損害賠償請求手続と刑事手続の有機的関連を図ること、被害者の刑事手続への参加の機会の拡充すること（2条、12条、18条）が定められております。公訴参加、付帯私訴への道が開かれたのです。

また、政府は、犯罪被害者等基本計画（以下基本計画）を作るようになっており、犯罪被害者等推進会議（以下推進会議。会長は官房長官）が原案を作り、閣議決定を経て基本計画ができていく仕組みになっております。

## 7. 基本計画の策定

翌年、推進会議の下に基本計画検討会が設けられ、私も委員（構成員）の1人になりました。村田吉隆担当大臣、内閣府の加地犯罪被害者等施策推進室長、神村参事官はとても熱心で、被害者や被害者団体から出されたすべての要望を258項目に整理され、これに基

づいて議論が行われました。検討会には日弁連推薦の委員もいましたが、被害者の権利を推進するどころか、訴訟参加、損害賠償命令には徹底的に反対しました。そこで、あすの会は先手を打って、訴訟参加（公訴参加）制度案要綱、付帯私訴制度案要綱、補償制度案要綱を次々に発表して議論の主導権を握り、結局法務省が、2年以内を目途に結論を出して実施することになりました。

11回の検討会を経て、12月27日に基本計画は閣議決定されました。

## 8. 被害者参加、損害賠償命令

法務大臣となられた杉浦正健先生は、2006年9月、公訴参加と付帯私訴について法制審議会に諮問されました。私も委員になりました。

何しろ画期的な改正ですから、日本弁護士連合会や学者の反対が多く、激しい議論が続きました。しかし基本計画で参加の方向は示されており、しかもこの制度について具体案を持っているのは、私だけです。あすの会案が叩き台となって議論が進められ、被害者参加、損害賠償命令の制度となって答申されました。

自民党と公明党の党内がまとまって、2007年3月13日に自民党・公明党の議員立法として衆議院へ上程されました。

日弁連は、あらゆる手段で反対しました。私たちも負けてはおられません。「被害者参加制度・損害賠償命令Q&A」を作成して全国の弁護士に配ると共に、顧問団弁護士による模擬裁判劇や関西の会員による人形劇などでPRに務めました。

法案は6月1日に衆議院を通過しましたが、民主党の反対で参議院が進みません。6月20日には、参議院議員の任期満了で国会は終了します。それまでに成立しなければ廃案になります。6月12日に上川陽子先生と共に安倍総理大臣に直訴したところ、総理は「どんなことがあっても、成立させます」と仰ってください、約束どおり20日に参院を通過して、法律が成立しました。

これにより被害者は、法廷の中に入り、記録を閲覧・謄写し、被告人や情状証人に質問し、論告、求刑し、国選弁護人を付け、被害者にも旅費、日当が出るようになりました。刑事の裁判官が、そのまま民事の損害賠償の裁判をする損害賠償命令の制度もできました。私が読売新聞の論壇に投稿した内容はほとんど実現し

たと言ってよいでしょう。

## 9. その他

その後、凶悪重大犯罪の公訴時効の廃止、延長にも取り組みました。8回にわたる法制審議会の議論を経て、2014年4月27日に法律が改正されました。改正と同時に持ち回り閣議で即日施行という異例の措置もとって頂きました。これで殺人犯が15年逃げれば天下御免という制度はなくなりました。

少年審判について少年法の改正も行い、医療観察法の制定にも関与しております。

## 10. 補償制度について

補償制度について申し上げます。加害者はほとんどが無資力者のため、被害者が賠償を受けられないことが多く、諸外国では国が補償制度を設けております。

あすの会結成当時に支払われた給付金は、年間5億7000万円でした。国選弁護士だけでも46億7000万円に上っているというのにです。

当時の国連費用の分担割合は、1位アメリカ、2位日本、3位ドイツ、4位イギリス、5位フランスでした。ところが犯罪被害者のために国民1人当たりが負担する金額を見ると、1位フランスの600円、2位イギリスの483円、3位ドイツ271円、4位アメリカ176円で、なんと日本はぐっと下がって8円71銭です。

国連に出す金はあっても、被害者に出す金はないというわけです。これでは「被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、必要な支援を途切れることなく受けることができる」という基本法の規定は、空文になってしまいます。

私たちは、2012年10月、生活保障型の犯罪被害者補償制度案要綱を発表し、年間約36億円の補償金額を算出しました。当時の犯給金の年間総額は、11億3000万円でしたから、この3倍の金額にすぎませんが、残念ながら今も実現しておりません。

しかし、犯給法の数次の改定により、重傷病者には3年間支払われ、家族間犯罪にも原則支払われるようになりました。

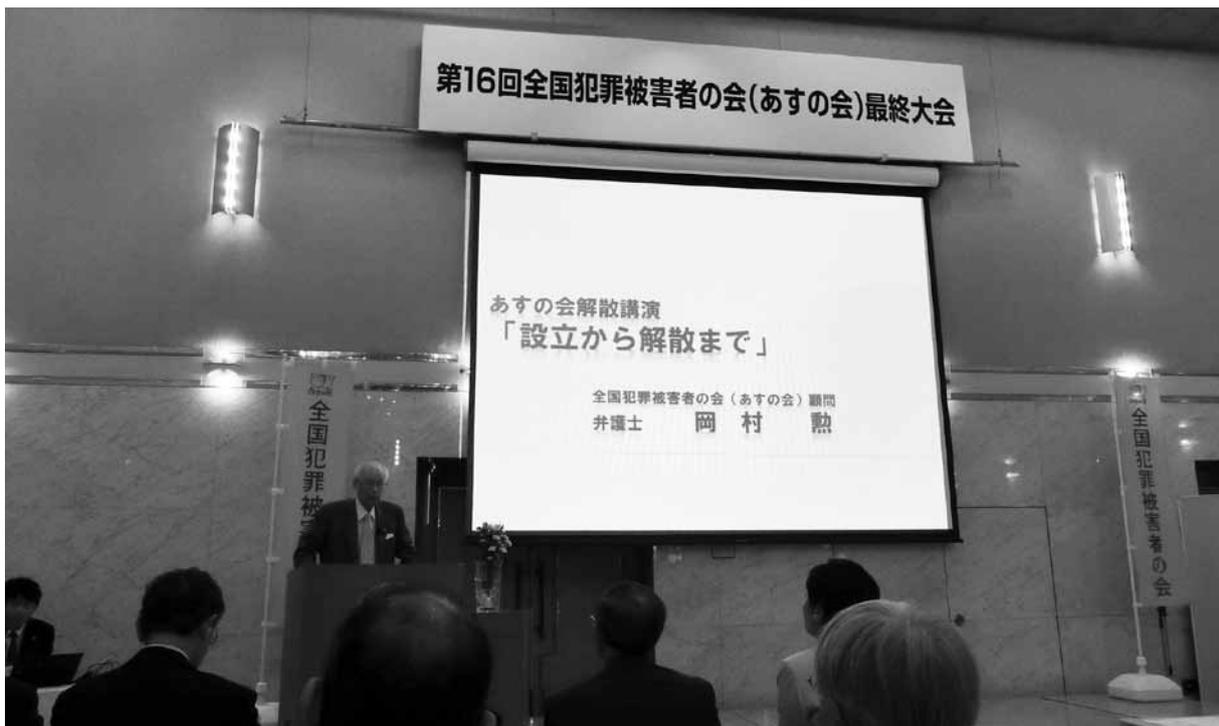
## 11. 会財政について

あすの会の運営は、寄付金によっております。NPO法人にして免税団体にすれば、法人からの寄付が受けやすくなりますが、それには事務所の所在地、代表者の氏名を登記公開しなければなりません。事務所等の公表を避けるため、免税団体を諦めました。

しかし、寄付金等は、正確に記帳しております。

## 12. あすの会の解散

設立当時は、被害者からの相談の電話、ファックスが鳴り続けており私も夜遅くまで対応しました。会員による裁判の支援傍聴も行いました。集会では、閉会



時間になっても話し続けたものです。被害者は、あすの会以外に行き場所が無かったからです。

署名活動を行った当時の会員は、最盛期で375名いましたが、18年経った今日では、連絡できる会員は275名です。被害者からの電話相談も、大幅に減っております。そこで、あすの会の役割は終わったと考えて去る3月11日の臨時大会で、本日6月3日を以て解散するとことにした次第です。

### 13. 今後のこと

被害者問題がすべて終わったわけではありません。では誰がこの対策を担うのか。それは、国であり、国民であります。

2009年、第13回国際被害者学シンポジウムの特別講演で、私は次の言葉で締めくくりました。「心身ともに疲れ切った犯罪被害者等が、運動の先頭に立つことは、精神的にも、経済的にも大きな負担を伴います。犯罪被害者にこのような辛い役目を負わせること

は、日本を最初にして最後にしてください。誰もが、被害者になる可能性があるのですから」と。

### 14. 最後に

犯罪被害者の権利と被害回復制度を目指して全国を駆け回った会員被害者は、自らが作った制度の恩恵を受けることはありません。自分たちの事件は過去のものだからです。会員はこのことを知りつつ、これからの被害者に自分たちと同じ苦しみを味わわせたくない、この一心で運動を行ってきたのです。私は、人生の晩年において、このような崇高な精神を持たれた人たちと共に運動して来られたことを、感謝し、誇りに思っております。

同時に、今までご支援くださった、歴代の総理大臣、法務大臣、関係官庁の方々、顧問弁護士、犯罪被害者を支援するフォーラムその他のの方々に対して、心から感謝申し上げます。

## 司法はどう変わったか

弁護士 白井 孝一

私からは、司法制度の改革についてお話しさせていただきます。

被害者参加制度ですが、平成28年までに8600人の被害者が参加を許可されました。それから、情状証人への尋問というのは1731名。弁護士に依頼をして参加をした被害者の方は6238名。その中で国の費用によって弁護士を付ける国選の被害者参加弁護士を利用になった方々は2985名という統計が出ております。

具体的にどんな風に変ったかと言いますと、被害者の方が参加を許可されると、弁護士を依頼しなければなりません。経済的に困難な方は法テラスに行き申請し、ほぼ希望通りに選定する仕組みになっております。

弁護士が選定された後、検察官のところへ行って記録の閲覧謄写という事をお願いします。最高検察庁の通達によって参加人弁護士には記録の閲覧謄写が許されることになっております。犯罪被害者の一番の願いは真実を知りたいという事でした。この裁判を待たずに記録の閲覧謄写ができるという事は大変に大きな成果であると思います。

裁判が行われる前に、公判前整理手続きと言って、ほぼ非公開で争点と証拠を整理する手続きがあります。その手続きの前後は毎回、協議を行います。その事によって裁判が始まった時に不意打ちを食らわないように、また裁判の中で必ずこういう事を検察官に言ってほしい、こういう証拠を出してほしいという事もこの協議の中で行われるようになりました。

そして、公判が始まれば参加人が直接質問します。被告人がいい加減な言い訳をして逃げようとしたり、真実を隠そうとしたり、また亡くなられた被害者の方の尊厳を傷つけるようなことを言ったりした場合に、その被害者の尊厳を守るという事、また被告人に真実を話させるという事、そして被害者が希望する刑罰を望むという事が行われるようになりました。まだまだ不十分な点、改革しなければならない点はたくさんあると思います。

私たちはこの制度を運用していくに当たって、この制度の中に込められたあすの会の願い、その心というものを忘れないようにしなければいけません。

さて、あすの会という被害者組織の第一の特徴というのは、被害者のための新しい制度を作ろうというそ

の一点で意思を統一して団結した組織であり、その制度は自分たちには適用されないけれども新たに被害に遭われる方のためにやろうという事です。

第二の特徴は、自分たちで研究し、調査し、そして提案する、それを被害者が自前でやったという事です。

そして、日本の制度を前提として考える限り、何を考えても全て「だめ」という結論しか出ませんでした。それを「最後の最後まで諦めないで、発想の転換をして外国の制度を調査して実現させた」というのが三つ目の特徴です。ですから世界に誇れる制度ができたの

## 補償はどう変わったか

犯罪被害者の中でも特に凶悪犯罪被害者は、被害を被った被害者だけでなく、残された家族も、精神的にも経済的にも困窮に陥ります。例えば、一家の大黒柱を失い子どもが3人残された妻が専業主婦であった場合、本当に路頭に迷います。ガソリンをかけられて全身が火だるまになり何回も手術を受け、未だに治療を続けている方もいます。そういう方も生活保護を受けなければ生活できない。これが今迄の実態であります。

そこで、平成16年にあすの会ではヨーロッパへ調査に行きました。ドイツでは白い輪が全額補償します。完治するまでに5年かかろうが、10年かかろうが補償されます。被害に遭うと生活収入が減りますが、被害前と被害後の差額の42.5%が死ぬまで年金で支払われます。更には、親族間で起こった犯罪だからといって、支給されないとか減額されるということはないそうです。

ところが、我が国の犯給法は、昭和55年当時としては画期的なことでしたが、見舞金程度でした。大黒柱が殺されても数百万円しか支払われません。更には一時金ですから、一回払ったらもう終わり、正にこれは単なる恩恵でお涙頂戴であります。

犯罪被害者等基本法には、被害前の状態を回復することとあり、何年かかっても途切れなく最後まで支援しなければならないと書いてあります。つまり、国家の責務が定められ、被害者は補償を受ける権利ができたわけです。

この基本法を受けて、平成17年から犯罪被害者等基本計画が始まりました。この計画を受けて平成18、19年には経済的補償に特化した小検討会が始まりま

だと思えます。

あすの会は今日で解散となります。明日からはあすの会は人々の記憶の中で歴史となります。私たちは、この歴史を引き継いでいく上において、あすの会の心というものを後輩に引き継いでいかなければなりません。

今後もまだ被害者のための課題はたくさんありますので、これからも協力し合って新しい制度を作っていかなければなりません。是非皆様の協力をお願いしたいと思います。

弁護士 高橋 正人

した。私たちが考えたのは、本当に困っている人に最初に予算を付ける制度、正に生活保障型です。そして小検討会の議論を通じて平成20年7月1日に2つの大きな改正がなされました。

ひとつは、金額が大幅に拡大されました。当時は数百万程度でしたけれども、自賠責保険並みの支給がなされることになりました。更には、犯罪によって重度の後遺障害が残ることもありますが、休業補償という新たな概念を設けて補償することになりました。但し限界があり、自賠責保険並みの、というのは50歳台で被扶養者が4名の場合です。若年層が亡くなった場合には数百万しか補償されていませんでした。更に治療費についても1年間しか補償しませんでした。理由は、1年間で完治する人が当時の統計では7割いたからです。この残り3割の人を助けてほしいという事で、内閣府の補償検討会の中で、引き続き話し合いが始まりました。しかし、なかなか進展しませんでした。

平成26年に上川先生が法務大臣になられ、自民党内の司法制度調査会のもとにプロジェクトチームができました。座長には鳩山邦夫先生がなられ、私たちは的を絞って要望することにしました。ひとつは、若年層の支給額を拡大すること、治療費については残り3割を救済するため期限や上限を設けないこと。そして、親族間の犯罪だからといって、支給しない、あるいは減額するという規定を撤廃してほしいと要望しました。

平成28年、警察庁はようやく重い腰を上げられました。そして、今年の4月1日から犯罪被害者給付金の施行規則が大幅に改善され、親族間犯罪でも、殺害の時点で親族関係が破綻していれば全額支給される

ことになりました。更に治療費については、99%が3年間で治っているか、症状が固定しているという理由で、3年間補償することになりました。また、若年層についてもある程度支給が拡大されました。

こうしてここまで被害者補償制度は拡大しました

## あすの会に参加して～会員から

岡村先生との出会い

代表幹事代行 林 良平

私の妻は、1995年1月25日、勤務の帰りに横断歩道で信号待ちをしていたところ、いきなり腰を出刃包丁で、その根元まで突き刺されました。医師の身代わりに看護師が刺されたという殺人未遂事件の被害者になりました。犯人は逃亡し、すでに時効が成立しました。

その後、いろいろな経緯があり、なぜ被害者が治療費を自己負担しなければならないのかなど、疑問と怒りが止まらず、車椅子の妻と共にプライバシーをさらけ出し、「犯罪被害者の権利を確立する当事者の会」として活動し社会に現状を訴え始めました。1998年のことです。新聞テレビでの報道のおかげで、全国から連絡がきました。幼い子と、妻の介護。自分の家庭は近いうちに、必ず経済的に行き詰まるだろうというアリ地獄の中にいるような想いでした。

ある日、岡村先生が読売新聞に投稿された論文を目にして、手紙を送りました。1999年の春の頃だったと思います。

その後、NHKの取材を受け、1999年9月29日、朝の「生活ほっとモーニング」という番組内で、『家族が犯罪に遭ったとき』とのタイトルで放送されました。その日の夜、岡村先生から「番組を観ました。涙が止まらなかった。私たちは、立ち上がらねばなりません。妻の3回忌が済んだら必ず電話するから、それまでに被害者の人を集めておいてくださいませんか」と連絡があり、その後、10月31日、先生の事務所でお会いすることになりました。5人の被害者が集まりました。

この番組はもうひとつの働きもしてくれました。

あすの会のシンボルマークは、イラストレーターの山藤章二さんが描いてくださいました。その願いをする手紙の中に、この番組のビデオを同封したのです。山藤さんからのお手紙に「掌の中に“天輪”を入れる

が、ただ、課題は残りの1%の救済です。1%というのは過去の犯罪の被害者も含まれます。

私を含めて被害に遭っていない人たちの責務は、この1%、しかも過去の犯罪で今も苦しんでいる人を救う事にあるのではないかと思います。

ことで被害に遭われた方を象徴したのですが、必ずしも命を落とされた方ばかりではないことに気づき、それを外したものと両案お送りします。どうぞ自由に判断なさってお使いください」と書かれていました。この場を借りて山藤章二先生に深い感謝を捧げたいと思います。

岡村先生との出会いは、私の人生の奇跡です。18年間、岡村先生と共に歩めたことに深く感謝します。



山藤章二氏のデザインによる  
2案のロゴマーク。天輪のな  
いもの(上)が採用された

三姉妹で経験した被害者参加制度

井口 智恵

私の母が強盗に殺害された事件は、被害者参加制度制定の2年後でしたので、利用することができました。参加は姉と私と妹の3人で行いました。

明日の被害者のためにと、皆様が身を削って活動をしてくださったことで私たちは助けられました。心から感謝しています。

実際に被害者参加制度を利用してどう感じたかをお話させていただきます。

被告人質問では、約1時間半も時間をいただき、3

人で手分けをして犯人に直接質問をすることができました。犯人から返ってきた回答はでたらめなものほとんどでしたが、実際に質問をした後、私たちの疑問のループの苦しみは軽減され、気持ちも軽くなりました。

直接質問をぶつけることができたということや、質問内容を通して私たちが疑問に思っているポイントや苦しみを裁判官や裁判員に伝えることができた、ということが苦しみの軽減につながったのだと思います。直接質問をする機会がなければ、苦しみが今も続いていたと思います。

被害者論告では、母の無念さをより理解してもらうために、当時母がどういう日々を過ごしていたのか等、細かな周辺事実も含めた私たちから見た事件の全体像を伝えました。母の人間性がわかるような動画や写真の8分間のスライドショーを上映することも許可されました。また、量刑についても身勝手極まりない理由で母を殺害した犯人に下す刑は極刑しかありえない！という遺族の思いも伝えることができました。

残念ながら下された刑は無期懲役でしたが、意見を言う機会が無いままであれば、どれだけ悔しい思いをしていたのだらうかと思えます。

事件後、あまりに残酷で理不尽な現実を受け入れられず、私たちは人間不信になり、仕事もできず、家に引きこもっていました。裁判が終わった後、殺された母のためにできる限りのことを精一杯やりきった、と思うことができました。そのことで私たちの心は随分回復しました。私たちは被害者参加制度に救われたのです！

## 被害者参加制度を利用して

假谷 実

今から23年前の1995年2月に父が殺害されて、被害者になりました。当時は、事情聴取は何度も何度も受けましたが、裁判が行われる日も知らされず、メディアから知らされた公判で、特別に傍聴席を取るのが精一杯でした。しかも、検察が起訴した罪状は、「殺人」ではなく、死んでしまったという「致死」!!

十数人のオウム信者が寄ってたかって拉致・監禁し、大量の麻酔を投与し、ナルコという拷問を行った結果、死亡したのは、「致死」なのか!? 「殺人」ではないのか!? 「真実を知りたい!!」という想いが沸き上がりました。当時は、自分たちが「裁判の当事者」となるためには、損害賠償請求という民事訴訟を起こすしか

方法はありませんでした。

ところが、今から6年半前。16年半の逃亡の後、事件の共犯者である平田信が出頭して逮捕されました。その後、検事から「被害者参加人として裁判に参加できます」と聞かされました。「被害者参加制度」を自分が利用できることに驚きました。

傍聴人・証拠品でしかなかった昔の裁判と被害者参加制度の導入後の裁判の両方を体験した者として、私を感じた大きな違いを5つ述べます。

- ①裁判の行程を知らされること。
- ②法廷のバーの中、検事の横に座れること。
- ③被告人へ直接質問できること。
- ④検事から被告人への質問内容に要望できること。
- ⑤求刑ができること。

一方、課題として、質問は検事を通じて裁判官の許可が必要であることや、担当の検事によって対応が異なる可能性があると感じたことから、「被害者の権利」としての確立には、もう一歩必要だと思います。

## 凶悪犯罪の時効廃止に希望をつないで

寺田 真治

平成15年2月21日、私の妻は電話番号案内のパートを終えて、帰宅途中にひったくりを目的としたであろう犯人に太ももを刺されて失血死しました。その後、あすの会の会員となり、関西集會に同年6月から参加しました。事件は未解決のままです。

旧制度であれば、事件後15年経ち、理不尽な想いに輪をかけ憤りのうちに時効を迎えていたことでしょう。平成21年10月2日に、あすの会が出した要望書には「犯罪被害者等の苦しみ、怒りに、時効はありません」とありますが本当です。関西に集う仲間皆、事件当時の憤りが全く消えていません。その後、平成22年4月27日に凶悪犯罪の公訴時効が廃止されました。経緯や心情については、あすの会のホームページ、「特集・公訴時効廃止までの道のり」や、要望書・ニューズレターなどで詳しく見ていただけます。「会」の解散後もこのホームページはいつまでも見られるように残すようお願い致します。

関西集會では過去に意見が出ましたが、SNSにて公的に情報提供を求める未解決事件専門チャンネルができると良いと思います。また、今後一番の要望は、時効撤廃が未遂事件も対象となるよう広げられることです。大阪西成区の看護師殺人未遂事件の林代表代は

時効が成立してしまった時に「扉がジーと閉まる音がした」と言われました。あの時の林さんの悔しい顔が忘れられません。未遂事件が時効撤廃の対象にならず、私たちだけで良いのかと思っています。明日の被害者は、殺人未遂事件で人生を奪った犯人を、時効だからと許せるのでしょうか。

偉大な功績を残した「あすの会」は区切りを迎えますが、改めて、お礼を申し上げます。

#### 犯人逮捕を願って～未解決事件の被害者として

落合 修子

私の父は、1997年（平成9年）2月8日に、自宅で強盗に殺されました。帰宅した父は、空き巣に入った犯人と鉢合わせとなり、左胸を包丁で刺されて庭で倒れました。死因は失血死でした。愛着のある自分の家で、父の人生はその日、突然、殺人犯によって終わらされてしまったのです。父は、約30年間の高校教師の職をその3月に定年退職するはずでした。初孫だった私の息子をとてもかわいがり、ほんとうに優しい人で、私は父が大好きでした。

そんな大切な父の命を奪った犯人は、未だ検挙されていません。事件当時、1歳7か月だった息子は今年23歳、お腹の中にいた娘は、今年21歳になります。父の事件と同じ年に生まれた娘の年齢は、そのまま父を殺めた犯人が逃げて回っている年月となります。つまり、21年もの間、私たち遺族は、未解決事件の遺族として暮らしているわけです。

事件から1年が経過し、2年、3年が経過するころには「もしかして、このままこの誰が父を殺したのかわからないままに？まさか、裁判もできない？」と思うようになりました。焦りとともに、諦めの気持ちも感じていたと思います。

父の事件当時は、強盗殺人の公訴時効は15年だったため、2012年がタイムリミットでした。しかし、その後の、あすの会の活動のおかげで、2010年の法改正で公訴時効が廃止されました。この、公訴時効の廃止は私たち家族にとって、ほんとうに大きな出来事でした。最近、科学捜査の進歩で、何年も前の事件の犯人が捕まっています。時効が壁になることがなくなり、犯人の逃げ得は許されなくなったことは、遺族にとってはせめてもの心の支えです。全国の、犯人が見つからない事件の被害者遺族を代表して、あすの会に感謝の気持ちを伝えたいと思います。そして、こ

れからも犯人逮捕を願い、裁判ができたあかつきには、被害者参加をしたいと思います。

#### あすの会の会員となって

岡本 真寿美

私が殺人未遂事件に遭ったのは、平成6年2月16日22才の時でした。火傷を負わされて変わり果てた自分の姿を見た瞬間、受け入れることができず、将来の夢や希望、全てを失っていました。毎日、苦しく辛い治療とリハビリの猛特訓が待っていました。その間、母は毎日、面会に来てくれて、家族までも犠牲にさせた事が悔しくてなりません。

事件発生から7年経った平成12年2月、新聞記事に「犯罪被害者の会を立ち上げ」との情報を見つけて、私の写真と文章を送りました。すると後日、岡村先生から連絡がありました。初めは興味本位で話を聞いても、どうせまた関わりたくないからとか前例がないと裏切られるのだらうと思っていました。しかし、違いました。真正面から向き合ってくれました。後日、改めて事件の経緯を手紙に書いてほしいとの連絡があり、1週間後だったでしょうか、岡村先生から電話があり「こんな酷い事件が起きていたとは」とびっくりされていました。同じ年の4月にあすの会に入会し会員となりました。

私は、岡村先生をはじめ会員の方と接する機会が多くなり、「被害に遭ったのは私だけではなかった」と自ら知る事になりました。

街頭署名活動から自治体への意見書、請願、陳情書の提出、法務大臣との面会、講演活動など体験させて頂きました。犯罪被害者等基本法が制定されたのち、被害者参加制度が確立され、実際に裁判を傍聴した時は目頭が熱くなりました。

私の家族を始め、あすの会に参加させていただき活動させていただいた事は、私が生きていく自信となりました。被害者や大切な家族を亡くされた方は、一人の人間であって物じゃない！人のため、自分のために一緒に活動できたことで成長させていただきました。

#### これからも娘とともに

猪野 京子

事件は1999年10月、娘の名前は猪野詩織と申します。21歳でした。卑劣なストーカーに付きまとわれ、

警察に告訴状も出しましたが、何もしてはくれませんでした。その結果、娘は殺害されました。

テレビをつければ娘と違う人格が流れ、娘の写真が次々と、しかも不真面目に遊んでいるように見えるものばかりが、報道されました。私たち家族は本当に苦しみました。

私は、家族を守らなければならないと思っても、体が動きませんでした。そんな時に犯罪被害者の会を立ち上げることを聞いて、第1回シンポジウムに参加させてもらいました。悲しみの真ただ中にいた私が、この会に飛び込んでいった時の記憶が鮮明に思い出されます。そこには、被害者の方が集まり、「私だけが犯罪被害者じゃないんだ。ここにたくさんいるのだ。私の居場所がある」と救われる思いがしました。

国への意見提出を進める署名を、北海道から九州・沖縄まで足を運び活動してきました。普通の主婦が街頭に立って声を上げることは、非常に苦しいことであって、ドキドキして手も足もがたがたしました。しかし、苦しい経験をした仲間がいるのだと思う事で、自然と大きな声が出て皆さんに署名をお願いできました。快く署名して下さる方もいて、世の中捨てたものではないと勇気づけられました。苦しくても、辛くても続けた地道な活動が、翌年の12月「犯罪被害者等基本法」の成立に繋がりました。私はテレビのニュースを見て感動して涙を流しました。

私は「桶川ストーカー殺人事件」の遺族として、数々の講演活動をしてきました。話すことすらできなくなった娘のため、生きることを許された母親の務めとして真実を語ってきました。これからも、一生続けていくと覚悟しています。

また、娘の殺害事件が契機となってできた「ストーカー規制法」の法律改正に関する国の検討委員会においては、主人のサポートをして報告書提出の一助を果たせました。ストーカー被害は増えていますので、心を痛めており、更に見直してほしいと思います。

会が終わることは複雑な気持ちですが、会がここまで私を支えてくれたので、一生懸命生きなければならぬと思います。それでも、どうしようもなく落ち込んでしまう時があります。そんな時、21歳の娘が言います。「お母さん大丈夫。ファイト。ファイトだよ」という声が聞こえます。「娘は私の心の中に一緒に生きている。肉体はなくても心は私の中で生きている」と思います。

## 損害賠償命令制度について

近藤小枝子

2004年、商社員だった夫が、元上司が雇った5人の若者に拉致されて殺害されました。

刑事裁判が始まり、「犯人たちを死刑にして欲しい」という望みしかなかった私に、届いた判決は、6人とも余りにも軽いものでした。

私は、犯人たちに損害賠償の訴訟を起こしました。お金が欲しかったからではありません。真実を知りたい。そして「こんなに短い刑期で出所して、何事もなかったように暮らされてはたまらない。犯人たちを絶対に許せない」。長期の刑事裁判で身も心も傷ついた私にとって、新たに一から損害賠償の民事裁判を起こすことは、大変な負担でした。民事裁判へ提出する書類を用意するだけでも、刑事裁判が終わってから4か月がかかりました。刑事記録の謄写費用には約5万円と弁護士手数料がかかりました。印紙代、郵送代には約50万円、新たに雇った弁護士の費用等に約300万円を払いました。会社からの見舞金は葬儀代と訴訟費用で無くなりました。

加害者は刑務所で食事や医療等まで与えられるのに、被害者遺族は、家族を亡くして苦しむだけではなく、国から与えられた被害者としてのわずかな権利を施行したくても、お金と強い覚悟がなければそのスタートラインに立つこともできませんでした。

あすの会の運動で作られた損害賠償命令制度では、印紙代2000円で民事訴訟を提起できるようになりました。刑事裁判に引き続き民事の損害賠償の審理が始まるので、手続きは大幅に簡素化しました。刑事裁判から損害賠償請求への事務的な移行がスムーズになっただけでなく、刑事裁判を行った裁判官が、損害賠償の審理も担当することになり、刑事裁判の調書を机の上で読んだだけの裁判官と比べれば、はるかに魂の入った審理が行われることとなったと思います。

私は、あすの会が作ってくださった制度をどれも利用することはできませんでした。しかし、自分が経験したあまりにも理不尽な制度を岡村先生はじめ弁護士の先生方、皆様が改善してくださったことは、本当にありがたく、感謝の気持ちで一杯です。

## 支援者からのメッセージ

### 改革を成し遂げた活動

東 大作 (現 上智大学教授)

私は、会ができた2000年に、NHKの報道局のディレクターをしておりましたが、東京新聞の「人」という欄の岡村さんの記事を見て、取材を始めました。他の被害者の方にもお話を伺って、個人的にも、こんなに理不尽な制度がこの世の中にあるのかと思いました。

マスコミ、メディアの人間としては、公平な報道に務めなければなりません、この件については賛成派と反対派の両方を伝えるというよりも、被害者の方の主張が正義だと考えて番組を作ろうと、腹をくくったところがあります。ただそう思う一方、法務省も日弁連も反対していましたので、果たして被害者の会が訴えていることが実現できるのだろうか、難しいのではないかと、思ったのも事実です。とにかく自分なりにできることを、微力ながらやりたいと思い取材していました。

最初に2000年10月にNHKスペシャル「犯罪被害者はなぜ救われないのか」を作らせて頂きました。その後2002年に岡村さんから「ドイツへ調査に行くので、同行してもらえないか」と言われました。NHKの上司には反対されましたが、最終的に、クローズアップ現代とキーパーソンという番組で予算を頂いてドイツへ行くことができました。

私とカメラマンが調査団に同行したことで、先ほどお話も出ましたように、ドイツの裁判官の方々が、テレビのために模擬裁判をしてくれました。その様子をクローズアップ現代という番組で全国に放送しました。それが非常に大きなインパクトを司法界にも与えたと後で伺い、私なりに微力ながらお力添えできた事があったとすれば嬉しいことだと思っています。

その後、私は2004年にNHKを退社して、カナダの大学院に留学を始めました。元々夢であった平和構築、つまり戦争の国を平和にするための勉強をしたいと、修士と博士を始めたのですが、その時も、唯一事前に相談したのは岡村さんでした。

私がNHKを退社した後も、今日来ておられる天川さんやNHKの諸先輩や後輩の方々が、この被害者問題をとり上げ、国谷さんの番組で継続的に放送してく

ださったこと、とても感謝しています。

当時、自民党の司法制度調査会の小部会で、「犯罪被害者基本法」にするのか、「犯罪被害者支援法」にするのか、非常に大きな議論があり、最終的に、岡村さんが訴えていた基本法が成立しました。こうした事態を受け、私は、カナダに移ってからずっと電話で話をしていた岡村さんからご協力を頂き、以前取材した人たち一人ひとりにカナダから電話でインタビューをしました。こうした内容をまとめて、「犯罪被害者の声が聞こえますか」という本を2006年に講談社から、2008年には新潮文庫から出すことができました。こうした書籍を通じて少しでも、犯罪被害者の会の運動が、どうやって抜本的な司法制度の改正に繋がったのか、その記録を残せたとすればありがたいと思っています。

私は現在、国際関係と平和構築について、上智大学で研究したり、学生に教える仕事をしています。そこで若い人たちに、「なかなか日本という国は変えることができないという諦めがあるかもしれないけれど、こうやって自らが被害に遭って、声を挙げ、自分たちで制度の改革案を作り、たぶんできないであろうと思われていた改革を成し遂げた人たちがいるのです。そういう活動があるのです」という事を伝えるようにしています。「社会を変えることは決して不可能ではない」ということを、この会の活動から私たちは学ぶことができると確信しているからです。

だからこそ私は、日本の戦後の市民運動の歴史の中でも、犯罪被害者の会の運動は、非常に大きな意義を持っていると考えています。これから私たちが、その歴史を引き継ぎ、日本が、そして世界が少しでも良くなるために活かしていくことが、これからの我々の責務だと思っています。本日は有難うございました。

### 支援フォーラムを立ち上げて

山本 千里

本日はこのような会に参加させていただきありがとうございます。

18年間、活動を続けてこられたのは大変なことだと頭の下がる思いでございます。

岡村さんが2000年1月に犯罪被害者の会を立ち上

げられて、6月に一橋大学の同窓である経団連の会長の奥田碩さん、私の同期の石原慎太郎君、首都大学の理事長の高橋宏君が、岡村さんのお話を聞きました。岡村さんのすごい馬力と意志に感動し、これは絶対に「あすの会」を支援しようという事を決めたようです。

そして、経団連副会長の樋口廣太郎さん、瀬戸内寂聴さんにも発起人になっていただき、8か月後の9月に「犯罪被害者の会を支援するフォーラム」を立ち上げたわけです。この時、私は高橋宏君と事務局を引き受けました。如水会の会員ネットワークを活用しまして全国の人たちに、寄付をしてくれないかと声を掛けまして、個人会員670人、法人会員100社にご寄付をいただきました。あすの会の立ち上げの時でしたから、多少なりともお役に立てたのではないかなと誇りに思います。

このような活動を、今後、若い人で引き継いでくれる方が現れることを期待しております。

#### 全国に先駆けて意見書を提出

堺市議会議長・堺市女性団体協議会 山口典子

皆さま、今日は「あすの会」の最終大会にお招きいただきありがとうございます。あすの会のことを知った当初、私は議長ではありませんでしたが、この度、20年目にして、無所属の女性議員でありますご推挙頂き堺市議会議長に就任しました。

私は、堺市女性団体協議会という堺市で最も長い歴史を持つ市民団体の活動をしてきました。私たちが、あすの会を知ったのは、2002年暮れのテレビニュースでした。「悲しみの果てに」というタイトルの人形劇で被害者とその国の不合理な法の実情を語られていました。そして岡村先生がコメントを述べておられました。それまで私は、議員をしておりますながら、この国の法律は弱いものを守ってくれと信じて疑わなかったのです。「それは、全く違う」という事を林さんが堺で何度も講演をしてくださいました。

また、夏の暑い時に一緒に堺東駅前街頭署名運動もしました。その時に、堺の高校生が一生懸命協力してくれました。私は、犯罪被害者やそのご家族が置かれている現状をもっともっと社会全体に知らせなければという思いで、その後も署名活動を続けました。

いろいろ一緒させていただきましたが、たまたま私はその時議員でありましたので、地方議会の議員として他にできないことがないのかと思った時に、「意見

書がある！」と気づき、2003年9月24日付、堺市議会全会一致で、日本で初めて「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書」を小泉総理宛と法務大臣宛に提出させていただきました。その後、堺市議会が提出した意見書と同じ意見書を全国107の自治体が提出したのです。

たまたま今、議長になりましたので、これからも地方議会としてできることはすべてやりたいと思います。

あすの会の皆様の活動は、この国における人間の生命の尊さ、人間の尊厳を法にしっかりと打ち込んでくださいました。皆さまのなされた活動は未来永劫、必ずや私たちを救い、私たちを幸せに導く指針です。そういう道筋をつけて頂いたことを心より感謝し、これからも皆さんと共に頑張っていきたいと思っています。お礼のご挨拶とさせていただきます。

#### あすの会と弁護士

弁護士 守屋典子

私にとりまして弁護士会議というものは、全て勉強会でした。弁護士会議は平成13年ごろからだったと思います。当時の訟廷日誌という弁護士の手帳を、平成13年分から19年分まで見返してみました。そうしますと、平成13年9月8日に初めて岡村事務所というのが出てきました。その辺りから、多分言われている弁護士というものができて弁護士会議が始まったと思います。

見返しますと、毎年20～30回ほど岡村事務所で開催をしておりました。平日は午後4時～9時頃まで、土曜日は朝の9時から午後5時くらいまで、連日やっていたこともあります。議題はいろいろありましたが、今日もお越しの椎橋先生や諸澤先生にお越しいただいてご講義いただいたり、各国の法制度の検討をしたり、日本の法制度との整合性があるかどうかという事を検討したり、調査に行くに当たり質問事項を作ったり、帰って来てから報告書を作ったり、意見書を作ったり、要綱案を作ったり、岡村先生の検討会や法制審のバックアップをしたりしました。今考えてみると、本当に、弁護士の仕事をしながらでしたので、すごく忙しかつたと思うのですが、当時は「とにかく被害者の参加制度を作るのだ」という思いが非常に強くて、弁護団の皆がそれを共通して持っていましたので、特に負担感もなく一生懸命取り組むことができました。

当時は、「被害者参加なんて、何を寝言を言ってい

るの」というような空気でした。そういう逆境の中でしたけれども弁護団会議は続きました。何故続いたかと言えば、岡村先生がいてくださったからですけれども、白井先生と高橋先生の力も大きかったと思います。白井先生は常にリーダー的な存在で静岡から毎回出席してくださいました。高橋先生はいつも岡村先生に寄り添って事務的なことは一切引受けてくださいました。このおふたりがいなければ弁護団会議が続いたかどうか分かりません。

最後になりますが、弁護団の弁護士は被害者ではありませんでした。私たちとしては少しでも良い制度を作ろうと思って一生懸命したつもりでしたけれども、被害者の皆さんから見れば、「おかしいなとか、何も分かっていないな」と思われたこともあったと思います。でも、被害者の皆さんだけではできなかっただろうし、また弁護士だけでも、どうにもできなかった問題であったと思います。あすの会の成果というのは、あすの会の皆さんと弁護士がうまく協力できた結果実現できた事と思います。そういう意味で、あすの会の皆さん、弁護団の皆さんに心から「お疲れ様でした」と申し上げたいと思います。

## 確信を得たヨーロッパ調査

弁護士 河野 敬

私があすの会の活動で関与させていただきましたのは、第1回ヨーロッパ調査の事務局、電話法律相談、勉強会、後は公訴時効の時に岡村先生に随行して書記のような役割をさせて頂いたことです。

私のような者が大変僭越ですが、第1回ヨーロッパ調査についてお話させていただきます。この調査は、刑事訴訟に被害者が参加する制度についてです。その頃は、被害者の立場は惨憺たる状況で、我々は、学者、実務家の方々に集まっていた研究會をしていました。しかし、なかなか当時の枠組みから出られませんでした。「それならば、自分たちで調査に行こうじゃないか」と岡村先生から話があり、一緒にやっていた弁護士たちも、「それをやらなきゃだめだ。是非行きましょう」となった次第です。

この勉強会では、ターゲットを絞ってドイツとフランスに行こうという事になりました。ドイツの制度は、諸澤先生からベーシックな部分をお聞きしてとっかかりができました。そして、東大の川出先生、愛知大学の加藤先生、フランスについては小木曾先生に大変お

世話になりました。とにかく、我々は勉強しました。勉強会に行くとは分からないことがあって、また帰って来て勉強して、そこへ岡村先生が、「あれはどうかね。これはどうかね」と仰るわけです。するとまたそれを調べなければいけない。昔の法哲学や考えられるものをすべて調べました。皆本当に燃えていました。しかし、燃えているからといって、そのまま燃え尽きる気持ちでヨーロッパへ行ったからといって調査できるわけではないのです。それで、事務的なことを東京にいる私がやることになりました。

ドイツは11か所、フランスは7か所、これも聞きたい、あれも聞きたいと質問が相当に出るわけです。私はそれを持って帰って、夜な夜なメールを打つわけです。フランスでは山西さんというパリにおられた一等書記官で検察官の方、ドイツでは松本さんというベルリンにおられた一等書記官で検察官、そのバックに国際課長の林さんがおられて、支援してくださいました。

この調査では、理論的なことよりも「実際の運用はどうか」「この制度に対して使っている人はどのように評価しているのだろうか」という事を聞きたいと思っておりました。典型的な話は、「被害者が参加すると法廷は混乱する」という反対論者からの意見でした。我々はそのことを聞いて回りました。しかし、被害者が参加すると混乱するなどという回答はひとつもなく、この調査をして我々は、被害者の刑事手続きへの参加を実現させなければならないと一層強く思いました。出発前は、「できないかもしれない」と思わなくもなかったのですが、戻ってきたときは、「これは絶対できる」と思っていました。

この調査が2002年、被害者の参加が実施されたのが2008年12月です。このような短期間でこれだけの改革ができたというのは驚異的だと思います。被害者の方ご自身の活動がバックボーンにあってこのように早く実現されました。

もうひとつは、皆様ご存じの岡村先生の爆発的な推進力、壁に当たった時の突破力、それが継続するという持続力。これらの奇跡的なことが組み合わさってできたことだと思います。先ほど東さんが仰ったように、私も、被害者の参加ということは正義だと思っており、こういう制度ができたことに、末端ではありますけれども、お手伝いさせて頂いたことに感謝しております。

## 「世界から見たあすの会」を語り続けて

元常磐大学学長 諸澤 英道

私は2000年1月の飯田橋での設立大会から今まで、全ての大会でプログラムの最後に話をするを求められてきました。

2000年1月の設立総会のことは、今でも鮮明に覚えています。たくさんの方が全国から参加されて、熱気があって、酸欠状態で気分が悪くなる方もいらっしゃいました。当時は、集まってくる被害者が撮影されないようにするために相当苦労されていました。

私は15回目まで、常に、あすの会が社会からどう見られているのかという事を話すよう求められ、そういうスタンスで話をして参りました。特に最初の頃は、あすの会は、学者たちからは、かなり批判的に見られていました。現に学者の中で、あすの会の身内になっているのは私だけでした。私と岡村先生の間には「赤い糸」のようなものがあつたように思います。その赤い糸は、「犯罪被害者の権利」という言葉ではなかったかという気がしています。

ところで、先ほど岡村先生のお話にありましたけれども、「傷ついた被害者が、体に鞭打ちながら先頭切って政府に訴えかけ、制度を変え、法律を作っていくような国は、日本が最初であつて最後であつてもらいたい」という言葉は、物凄い言葉だと思ふのです。

世界被害者学会の理事会で、岡村先生に基調講演をしていただきたいということになり、講演の最後に

なつて、この言葉が突然飛び出したのです。会場にいた500人以上の外国人が、一瞬ぼかんとした瞬間でした。多くの方が、すぐには理解できなかったようです。欧米諸国の被害者運動（Victim Movement）というのは「支援者による被害者のための運動」なのですが、日本では「被害者による被害者のための運動」でして、そもそもベースが違うことが岡村先生の講演でようやく伝わつたということです。

岡村先生と初めて一対一でお話ししたのが、あすの会結成の前の年の1999年の秋のことで、丸の内のあるクラブでふたりだけで食事をしました。あすの会を結成することについてお話を聞いたのは、この時でした。

ところが昨年春、先生は、17年前に初めて話し合いをしたその場所を指定して、「会いたい」と言つてこられたのです。もう、解散を決心されているのだということは、誰でも分かることです。その時、私は、ただ一言「分かりました」とだけ言つて、後は、17年間の思い出話に終始しました。

結成からしばらくの間は、被害者でないのは、私だけでした。しかし、私は、あすの会に関わることで、研究者としての人生に物凄くたくさんの貯えをいただきました。それらを頭の中で消化し、反芻して私の財産にさせていただいています。

## 会計報告・議長退任の言

### 会計報告

副代表幹事 渡邊 保

当会の財務は、規約22条に「本会の財務は寄付金による」と定められていますように、寄付金によって運営されてきました。18年間の寄付金の総額は約2億2600万円となりました。あすの会を支援するフォーラムをはじめとする当会にご寄付いただいた方々に厚く御礼申し上げます。

2017年度までの決算ですが、主な支出としては、2度のヨーロッパ調査、それに伴う研究費及び全国署名活動費5000万円、ニューズレター発行など広報関係費3000万円、大会、会議・旅費その他の活動費約

6200万円、通信費2200万円、事務用品・消耗品費、事務所運営維持費約5400万円などで、支出総額は約2億1800万円です。

今年度に繰り越した金額は約800万円です。この繰越金からは、本大会の費用やニューズレター最終号の発行・発送費と清算業務の費用などを支出いたします。

あすの会は、本年3月11日の大会で、第26条に当会の存続期間は本日までとする規約改正をしました。同時にその第27条に、本会は、存続期間が終了した時は清算するものとし、清算が終了するまでは、清算の目的の範囲内において、なお存続する。となつております。以上で会計報告を終わります。

## 議長退任の言

幹事 假谷 実

まことに残念であります。あすの会は本日をもって解散となります。この後、清算に入ることにな

## 謝 辞

本日は長時間、会にご参加いただき誠にありがとうございました。特に上川大臣はご多端の折、最後までご列席賜り心からお礼申し上げます。

淡々とお話すると申し上げましたが、このように今日で最後になりますと、いろいろなことが胸に込み上げてきます。いろいろな方にお世話になったのだと改めて思います。運動をやっているときに、うまく良いところに良い人がいて、これがうまく繋がっていた。これがこの運動が成功した原因だったと思います。

あすの会を作り、諸澤先生と知り合いになり、そして白井孝一先生を知り、法務省の方々も個人的な関係で教えを頂くようになり、署名活動では第一東京弁護士会で私と同僚であって当時国会議員になっておられた杉浦正健先生が小泉総理に繋いでくださいました。総理の「分かった。大変だ。やろう」との一言がなければ自民党もこんなには動かなかったであろうと思います。それを受けて保岡興治先生が司法制度調査会長、上川大臣へと繋がっていきました。やはり、事が動くときは必要な時に必要な人がそばにいるという事

りますが、会所有の個人情報については解散と同時に全て消去いたします。以上をもちまして、大会の議事を終了させていただきます。

顧問 岡村 勲

です。そうでなければ、どんなに一生懸命やっても運動は成功しなかったでしょう。私たちは恵まれていたと思います。

先ほど申し上げたように、少ない会員で今日まで頑張ってきたのは、明日は我が身かもしれないと、会員自身の後援してくれたおかげだと思います。会はこれで終わりますが、集まった被害者の方々の友情は一生消えることはありません。今後も会員同士で集まることでしょうかから、私もできる限り参加したいと思います。私は70歳でこの会を立ち上げて、最近89歳になりましたが、まだ余命がある限りいろいろなことをしていきたいと思います。

あすの会の運動は市民運動の一つの例になるのではないかと思います。ここにある幟や意見書等の資料が、後々市民運動の参考になると思い、どこかに保存する場所がないかと探しております。皆さんの中で、良いアイデアがありましたら是非教えて頂きたいと思ます。よろしく願いいたします。



大会を終えて、上川陽子法務大臣と岡村勲顧問



大会終了後、記者会見の様子

## 懇親会

大会に引き続き、記者会見と同時進行で懇親会が開かれ、会員の他、お世話になった各方面の方々にご参加いただきました。お忙しい中駆けつけて下さった平沢勝栄衆議院議員、三原朝彦衆議院議員、大会から懇親会まで長時間にわたりご出席くださった山下貴司法務大臣政務官にメッセージを頂戴しました。心より感謝申し上げます。



懇親会でご挨拶いただいた平沢勝栄衆議院議員（左）、三原朝彦衆議院議員（中）、山下貴司衆議院議員（右）

## 活動報告 2018年4月～2018年6月

### 2018年4月

- 1日 第159回幹事会（在京）
- 同日 第198回関西集会
- 15日 第160回幹事会（在京）
- 16日 小泉進次郎衆議院議員に面会し小泉純一郎元総理大臣に対する謝意を述べた。（岡村顧問、松村代表、林代表代行、土師、渡邊、後藤、高橋、本村、宮園、渡邊、假谷各幹事、田村会計監査）
- 21日 第169回関東集会
- 23日 第161回幹事会（在京）

### 2018年5月

- 6日 第199回関西集会
- 13日 第162回幹事会
- 19日 第170回関東集会
- 25日 司法記者クラブにて最終大会に関する記者発表をした。
- 27日 第163回幹事会
- 29日 岡村顧問が安倍総理大臣を訪問し、これまでのお礼を述べた。総理は、これからも政府として被害者問題に取り組むことを強調され、あすの会の功績を称えてくださった。

### 2018年6月

- 3日 第16回全国犯罪被害者の会（あすの会）最終大会—解散
- 7日 上川陽子法務大臣を訪問しお礼を述べました。ロゴマークの徽章を記念にお渡しすると、大変喜んでくださいました。（岡村顧問、松村代表、渡邊・高橋・猪野・假谷各幹事、田村会計監査、井口・糸賀・近藤・鈴木会員、白井・米田弁護士、事務局 衆）



# 幹事会／関東・関西集会 報告

## 幹事会報告 第159回（平成30年4月）～第163回（平成30年5月）

3月11日に開催した第15回大会に於いて、あすの会は6月3日をもって解散することが決議されました。

以降、最後はどのような会にするのが相応しいのか何度も式次第を検討しました。幹事会ごとに企画が練り直され第18案まで検討され、3か月間に幹事会が在京幹事会を含めて5回開催されました。あすの会は、多方面からの支援の上に成り立ってききましたので、本当に多くの方にお世話になった事が改めて思い起こされました。最後の大会で

もやはり支援者の方にご協力いただき、締めくくることができましたことを感謝申し上げます。今後は、規約第27条により清算手続きが行われることを確認しました。事後の持ち回りの清算人会議により①清算人の代表を松村恒夫にする。②代表世話人の代理人として岡村勲先生を委任し、清算業務を遂行する。③資料の整理について岡村勲先生に一任する。ことが決まりました。

## 関東集会報告 第170回（平成30年4月）・第171回（平成30年5月）

去る3月11日の第15回大会において、本年6月3日の最終大会をもって、あすの会は解散することが決まったため、今後の関東地区での集会運営についての話し合いを重ねました。

自分たちにできる活動を続けたい、心の拠り所としていきたい等の意見が出て、今後も親睦を兼ねて継続していくことにしました。

新しく出発する会の名称は、全員一致で「にじの会」と決定しました。「虹の会」ではなく「にじの会」にしたのは、毎月第3土曜日の午後2時から開く会、被害者の懸け橋になる会、にじの向こうには希望と幸せがあるという意味を込めました。会員それぞれの思い描いた「にじ」の解釈で良いと思います。7月から「にじの会」として新しく出発です。

## 関西集会報告 第198回（平成30年4月）・第199回（平成30年5月）

あすの会解散の日となった6月3日は、関西集会は200回目という節目の予定でした。月に一度の集会が200回も続けて来られたのは、みんなの協力があつたからです。

4月の集会で、この私たちの活動の歴史を、後世に遺す方法を考えることをテーマに、7月1日に集う事決めました。5月の集会では、大阪府・大阪市・堺市より本年度事業計画の説明が例年通り行われました。明石市からは、2回目の改正がされた被害者支援条例の改正点

の説明を受けました。神戸市からは、あすの会の解散を受け、急遽支援条例の改正を行い、被害者兄弟に対する支援に手を差し伸べる改正を行ったと報告していただきました。引き続き行政の監査役として、関西集会を存続させる意義を確認し合い、199回目の集会で、あすの会関西集会としての幕を降ろしました。

9月2日には「幻の200回記念～そしてつなぐ会～」を開催しました。47名の参加者があり盛会となりました。今後は「つなぐ会」と名前を変えて存続します。

### あとがき

今回の最後のニューズレターでは、6月3日の最終大会の要旨「あすの会の歩みと成果と今後の課題」を特集しました。あすの会は2000年1月23日、シンポジウム「犯罪被害者は訴える」を開きました。持っていき場のない憤り、不条理、悲しみを抱えた会場に入りきれないほど大勢の被害者が集まり、悲惨な実情を発表しました。そして犯罪被害者の権利、被害回復制度を自ら確立するための市民団体として立ち上がりました。岡村元代表の人脈が広がり、趣旨に賛同してくださった多くの支援者と全国の会員が繋がり18年間活動を続けられました。

2000年3月10日に第1号を発行して以来、今回の54号まで、あすの会の運動や情報をお知らせしてまいりましたが、様々な理由で大会に参加できない方々にも、多少は情報共有のための一助にはなったのではないかと考えております。

毎号、発送作業に人海戦術で取り組んでくださった会員、ボランティアの方々、惜しみないご協力をいただきありがとうございました。そして、皆様お疲れ様でございました。